

住民主体の 助け合い活動 を応援！！

～要支援者等※が参加できる『集いの場』に係る経費の一部を補助します。～

(地域支え合い通所介護の補助金)

体操

趣味活動

交流



レクリエーション

会食

脳トレ

周南市では、地域共生社会の実現に向けて、住民の主体的な助け合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していけるよう様々な地域支援に取り組んでいます。

「地域支え合い通所介護の補助金」では、要支援者等※が自立した日常生活を送るために実施する集いの場を行う団体等に対し、経費の一部を補助します。

申請できるのは？

住民主体の集いの場を行う地縁組織、ボランティアグループなど
(実施にあたっては、協議体等の多様な組織と連携することが必要。)

どんな活動が補助対象？

1. 月2回以上、1回につき2時間以上の実施
2. 介護予防に資する活動内容（体操、交流、レクリエーション、会食等）
3. 特別な理由がない場合、新規の**要支援者、事業対象者**を受け入れる
4. 要支援者※等に対して配慮をしながら活動する

補助の内容は？

▶**運営費**（消耗品費、印刷製本費、活動保険料等）

月2回：年間上限**12,000円**

週1回：年間上限**24,000円**

以下は、要支援者等に対して活動を行った場合のみ補助

▶**活動費**：1回につき最大**2,100円**（条件あり）

▶**送迎加算**：燃料費（1kmにつき37円）
保険料（車両保険を除く。）

※要支援者等とは？

事業対象者・要支援者及び継続利用要介護者のこと。

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人、要介護認定で要支援1・2の判定を受けている人で、いずれも総合事業が利用できる対象者です。

足腰が弱くなり外出がしにくい、重たい物が持てないなどの状態で、日常生活の支援があれば、安心して暮らすことができます。

また、令和7年4月からは、要介護認定（要介護1～5）を受けた後も、引き続き、一部の総合事業サービスを利用できるようになりました（継続利用要介護者）。



要支援者等が参加者の

○半数以上の場合：2,100円

○半数未満の場合で

1～3名：1,050円

4名以上：1,680円

お問い合わせ・相談先

周南市 福祉部 地域福祉課（包括ケア・地域保健担当）

☎ 0834-22-8462

✉ fukushi@city.shunan.lg.jp

まずはお気軽に
ご相談ください。

補助金交付の流れ

事前相談

★まずはご相談ください。

申請

★市に、**団体登録申請書**と**活動計画書**を提出します。

審査・決定

★審査・決定後、市から**団体登録決定（却下）通知**をお送りします。

オリエンテーション・情報交換

★市が主催するオリエンテーション・情報交換会により、**地域福祉コーディネーター**や**地域包括支援センター**等との関係づくりを支援します。

★初年度は、主にルールや手順について説明し、2年目以降は、年間の予定の確認や、情報交換を行います。（年1回程度）

活動実施

★月2回以上、1回につき2時間以上の、「集いの場」活動を実施します。

実績報告

★提出書類【 相手方登録申請書（初回のみ）、補助金交付申請書、補助金交付請求書、活動に使用した物品の購入を証明するもの、実績報告書※、同意書 】

※団体で作成した様式の使用も可能

支払い

★精算払いとなります。

お問い合わせ・相談先

周南市 福祉部 地域福祉課（包括ケア・地域保健担当）
☎ 0834-22-8462 ✉ fukushi@city.shunan.lg.jp

まずはお気軽に
ご相談ください。